

Q1: 小中連携、小中一貫教育とはどのようなものですか。また、どのように進めていけばよいですか。

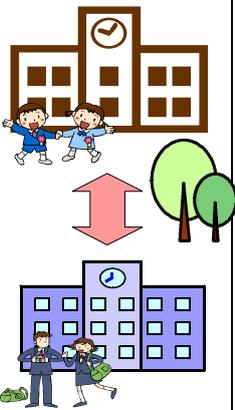
小・中学校間の接続に関する背景と課題認識

児童生徒に関する課題が多様化、複雑化してきていることを受け、各学校においては、複数の学校段階間で連携して課題解決に当たることがより一層求められています。小中連携、小中一貫教育の背景として、中1ギャップなど小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものとなっていないことが挙げられます。学習指導や児童・生徒指導において互いに連携して諸問題を解決していくことで、児童生徒のよりよい学びを実現できるよう小中連携、一貫教育を進めていくことが期待されます。(以下、小中連携と小中一貫教育を併せて「小中連携、一貫教育」と表記)

目的・定義

現在、進められている小中連携、一貫教育の目的については、学校や市町村、地域住民等の様々な思いが込められていることから極めて多様です。それぞれの取組についてまとめてみると以下のように捉えていることが多いようです。

(文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会配付資料より)



小中連携	小中一貫教育
<ul style="list-style-type: none"> ■小・中学校がそれぞれ別の学校であるとの前提の下、教育目標やカリキュラムの共通部分について協働する取組 ■小・中学校がそれぞれの課題解決のために連携して行う教育であり、児童生徒、教員の交流や合同の活動を通して小学校から中学校への円滑な接続を目指す教育 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育目標や目指す子ども像、カリキュラムをともに作り上げる取組 ■小・中学校が目標を共有し、その達成に向け小・中学校9年間を通して系統的な活動の展開を要する教育
<p>小・中学校が情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育活動</p>	<p>小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育</p>

取組の方法と現状

全国の状況を見ると、小中連携、小中一貫教育に関する何らかの取組を行っている市町村の割合は72.4%
(平成22年11月現在)

小中連携、一貫教育については、制度的に位置付けられたものではなく、全国の学校、市町村において、小学校における教育と中学校における教育を円滑に接続させるために、独自に取組が進められてきています。その中には、「教育課程特例校制度」(より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施することを認める制度)の活用により、「独自の教科の新設等による小中連携の推進」に取り組むなど、教育課程の基準の特例を活用して推進される小中一貫教育がある一方で、そうした教育課程の基準の特例を活用せず、また、教育課程以外の点においても現行制度の範囲内で、各市町村の創意工夫により取り組まれている小中連携、一貫教育も多数存在します。教育課程の基準の特例を活用するか否かについては、各学校や設置者において、小中一貫教育の目的に応じ判断することになります。

(取組の成果と課題)

多様な取組の中、次のような成果と課題が挙げられています。

成果

- 中学生の不登校出現率の減少
- 児童生徒の規範意識の向上
- 学力調査等の平均正答率の上昇
- 児童生徒の自尊感情の高まり
- 教職員の児童生徒理解や指導方法改善意欲の高まり等の意識面の変化 等

課題

- ▼合同研修会の実施等教職員の負担感の増加
- ▼交換授業等、中学校側の負担
- ▼小・中の教職員間での打合せ時間の確保が困難
- ▼指導計画の作成等が困難
- ▼小・中学校間の連携をコーディネートする教員が必要 等

今後の体制づくり

小・中学校教職員がそれぞれの課題解決に資するため、互いに授業を見合ったり、合同研修等を実施したりすることで、互いの専門性に学び、9年間の教育課程及び指導方法の理解に資することが学校間連携・協力体制づくりの第一歩です。また、学校のみならず、市町村教育委員会、地域住民や保護者等多様な人たちと密に関わり、協働できる推進体制を適切に整えていくことが重要です。